

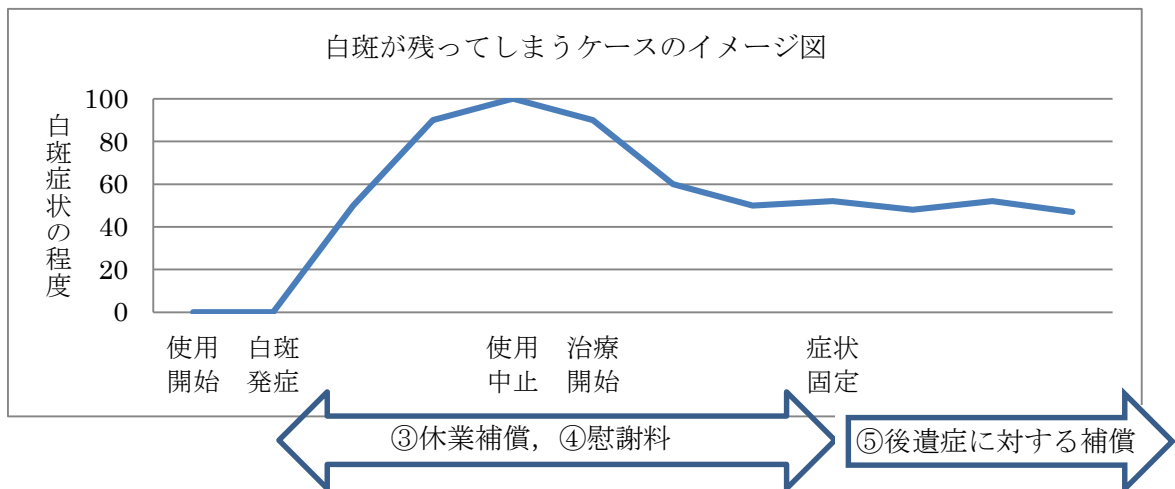
目標とする解決についてのご説明

カネボウ美白化粧品被害対策東北弁護団

1 カネボウの対応と本来認められるべき賠償の違い

カネボウは、①商品代金の返還、②治療費と治療に要した交通費の賠償は既に開始していますが、③休業補償や④慰謝料、⑤後遺症に対する補償などについては明確な方針を打ち出していません。

そこで、当弁護団は、③休業補償、④慰謝料、⑤後遺症に対する補償などに関する賠償について適性な水準を認めさせることを目標に活動を行って参ります。



2 ③休業補償について

白斑被害により仕事を休まざるを得なかった場合、仕事を休んだことにより減ってしまった収入を補償してもらわなければなりません。これを「休業補償」と言います。

白斑の治療のために仕事を休んだ場合も補償を受けることができますし、また、主婦の方であっても、白斑被害により主婦としての仕事ができなくなってしまった場合には補償を受けられる場合があります。

この休業補償は、仕事ができなかった期間が長いほど、収入が高いほど、高額なものとなります。

3 ④慰謝料について

白斑は、人の見た目を大きく変えてしまうものですから、白斑が発症してしまったことによる精神的な苦痛は非常に大きいものです。そこで、カネボウには、この精神的苦痛についても補償してもらわなければなりません。これを「慰謝料」と言います。

この慰謝料は、白斑発症からの期間が長いほど高額なものになる傾向があります。

4 ⑤後遺症に対する補償について

(1) 「症状固定」の考え方と後遺症

カネボウ美白化粧品の使用を中止し、治療を行ったとしても、ある時点から白斑症状の回復がほとんどみられなくなり、結局白斑が残ってしまう場合があります。この、症状が回復しなくなってしまった状態を「症状固定」といい、白斑が残ってしまった状態を「後遺症」といいます（前ページの図を参照して下さい）。

残念ながら白斑が残ってしまった場合、白斑被害が相当長期ないしは一生続くことになりますから、カネボウにはしっかりと補償してもらわなければなりません。

(2) 後遺症に対する補償の内容

ア 後遺症慰謝料

白斑が残ってしまった場合、被害が相当長期にわたることになり、極めて大きな精神的苦痛を受けることになりますから、カネボウには、この精神的苦痛について補償してもらわなければなりません。この補償を「後遺症慰謝料」といいます。

後遺症慰謝料は、残ってしまった白斑の状態により、数百万円程度の高額なものになる場合があります。

イ 逸失利益

白斑被害が残ってしまったことにより、将来の仕事に影響が出てしまい、将来にわたって減収が見込まれる場合があります。この将来の減収分を「逸失利益」といい、これもカネボウに補償させることができる場合があります。

この減収は、相当長期にわたることがありますので、逸失利益が認められる場合には、非常に高額な補償となる場合があります。

5 おわりに

以上で説明させて頂いたとおり、③休業補償、④慰謝料、⑤後遺症に対する補償は、非常に高額なものとなる場合があります。しかし、カネボウは、このような高額になりうる点の補償についてきちんと説明せず、①商品代金の返還、②治療費と治療に要した交通費の賠償のみにとどめようとするかもしれません。また、③休業補償、④慰謝料、⑤後遺症に対する補償もできるだけ低額にすませようとするかもしれません。

当弁護団は、このような対応を許しません。

力を合わせてカネボウに適切な対応を求め、しっかりと責任をとらせましょう。

以上